



わかりやすい障害者計画パンフレット

2 福祉教育等の推進

(1) 学校教育における取組 - 交流及び共同学習の推進

学校教育において、福祉についての正しい理解を深めることは重要なことであり、具体的には、児童生徒の発達の段階に応じて、社会科、家庭科、道徳等において、社会福祉についての理解を深める指導を行うとともに、思いやりの心、社会奉仕の精神などの育成を図っている。

障害のある子どもと障害のない子どもや地域の人々が活動を共にすることは、すべての子どもの社会性や豊かな人間性を育成する上で大きな意義があり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ重要な機会であると考えられる。

このため、すべての学校において「交流及び共同学習」の実施に努めてきたところである。

また、後期5か年計画や、中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(平成20年1月)においても、交流及び共同学習の推進が明記された。

これを踏まえて改訂された幼稚園、小・中・

高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等において、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける旨を規定したところであり、今後ともその一層の推進を図ることとしている。

(2) 地域住民への啓発・広報

障害のある子どもが、自立し、社会参加するためには、広く社会一般の人々が、障害のある子どもとその教育に対する正しい知識と認識を深めることが不可欠である。このため、文部科学省では、平成18年度より「特別支援教育全国フォーラム」を開催し、広く社会一般の人々に対し、障害のある子どもとその教育について理解啓発を図っている。

また、社会教育施設における学級・講座や大学公開講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

このほか、福祉やボランティア等に関する内容を扱った映画その他の映像作品及び紙芝居について、教育上価値が高く、学校教育又は社会教育に広く利用されることが適当と認められるものを「文部科学省選定」とするとともに、生涯学習コンテンツの質の向上・普及を図ることを目的とした「メディアを通じた生涯学習コンテンツ普及事業(平成22年度より「ICTの活用による生涯学習支援事業」)」の中で、福祉やボランティア等を題材とした番組の制作・放送も行っている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉知識の普及・啓発を行っている。

3 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始めとする公共サービス従事者等が障害及び障害のある